



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。  
NO-FOODLOSS PROJECT

令和5年2月21日 令和4年度フードバンク活動促進のための情報交換会

# フードバンク活動の促進に向けて

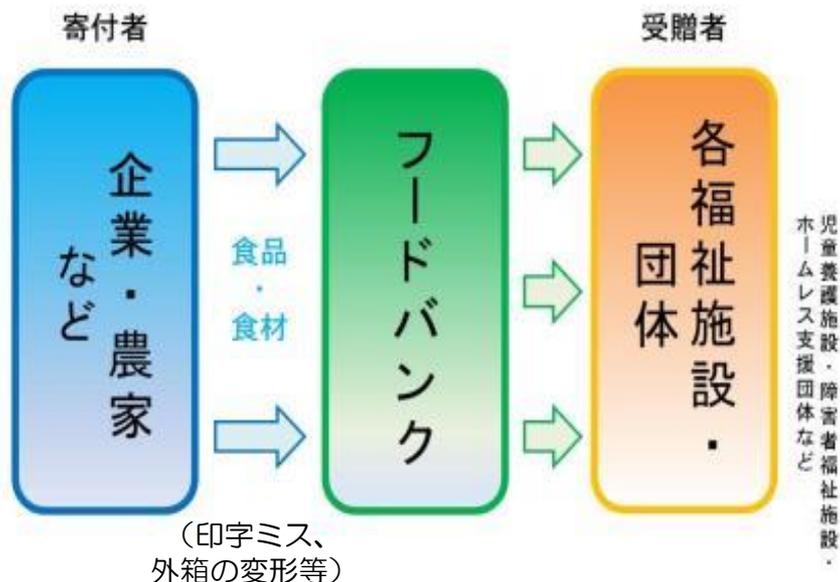


農林水産省  
大臣官房新事業・食品産業部

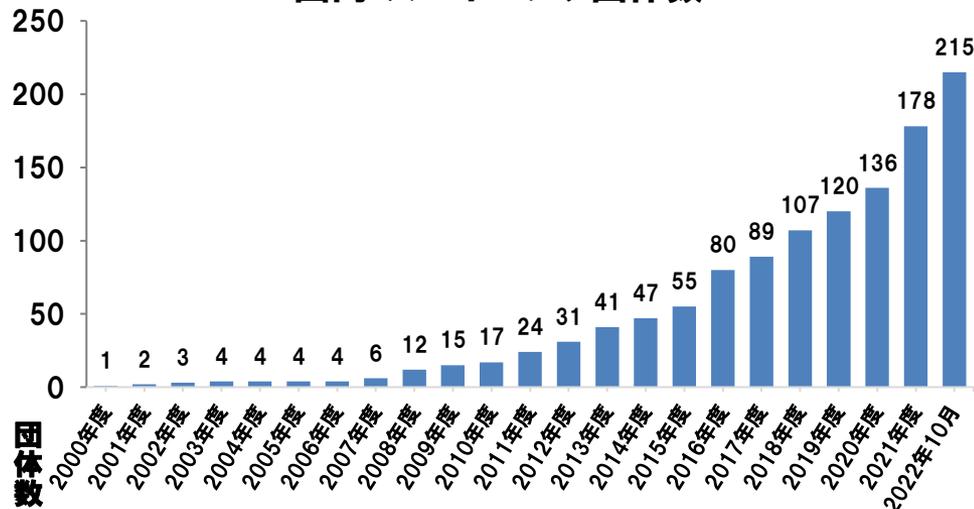
# フードバンク活動の推進

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。  
(日本では北海道から沖縄まで215団体が活動)

## 概要図



## 国内のフードバンク団体数



# フードバンク活動に対する課題



## 供給側（食品関連事業者）の意見

- ・フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。（物品管理をしっかりとってもらわないと供給できない。）
- ・衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

## フードバンク側の意見

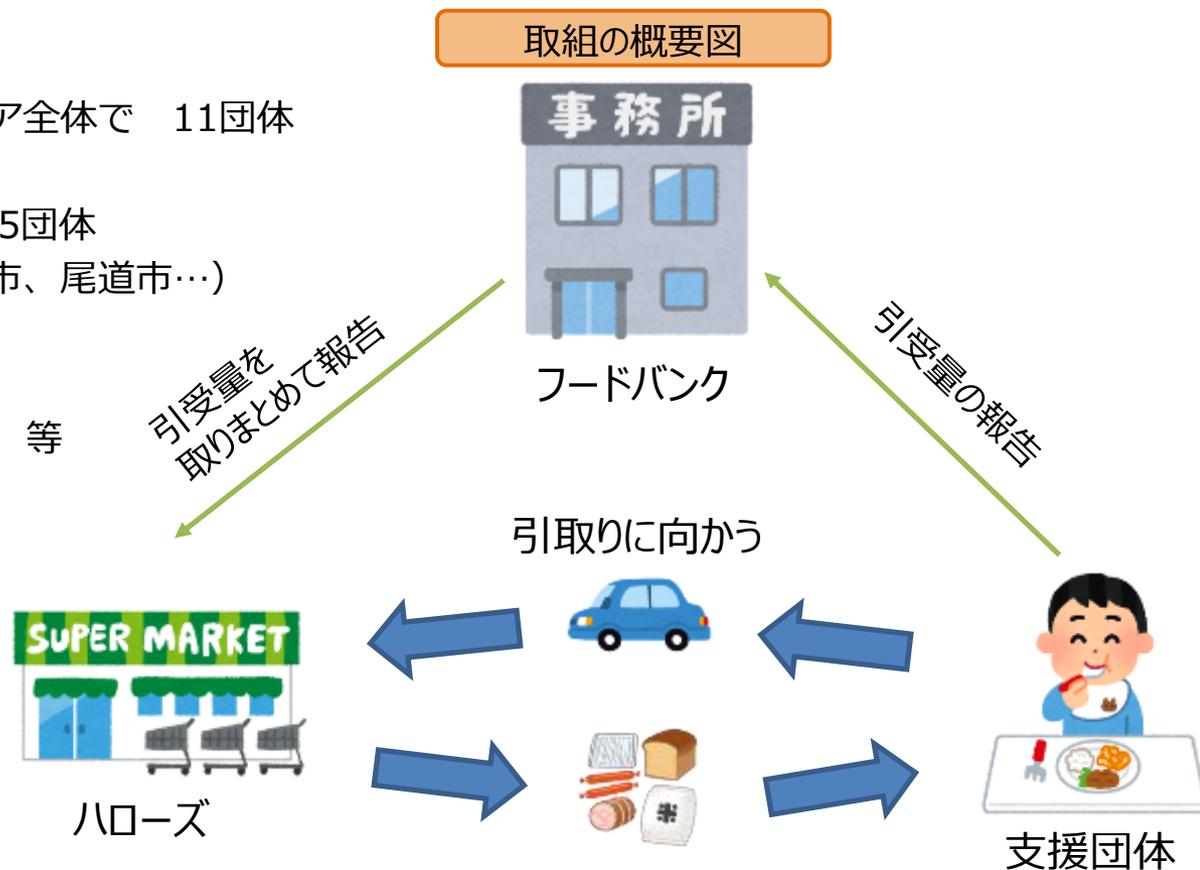
- ・組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- ・認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- ・生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- ・肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。

# 食品スーパーとフードバンクの連携（株式会社ハローズ）

- ✓ フードバンクと契約を締結した子ども食堂等の支援団体が、近隣の店舗へ直接引取りに向かう。この仕組みにより食品の輸配送コストが削減。
- ✓ 月間約5トンの食品をフードバンク等に提供。

## 食品提供施設一覧

- ① フードバンク ハローズ出店エリア全体で 11団体
- ② 子ども食堂 約30団体
- ③ 障害者就労支援施設 A型・B型 5団体
- ④ 社会福祉協議会（赤磐市、岡山市、尾道市…）
- ⑤ その他支援を必要とする団体  
岡山市 ホームレス支援きずな  
倉敷市生活自立相談支援センター 等



# 食品小売事業者（(株)ローソン）によるフードバンクへの食品提供の取組例

- ✓ 株式会社ローソンは、未利用食品を、一般社団法人全国フードバンク推進協議会を通じて、食品の支援を必要としている家庭やこども食堂等に寄贈する取組を開始。

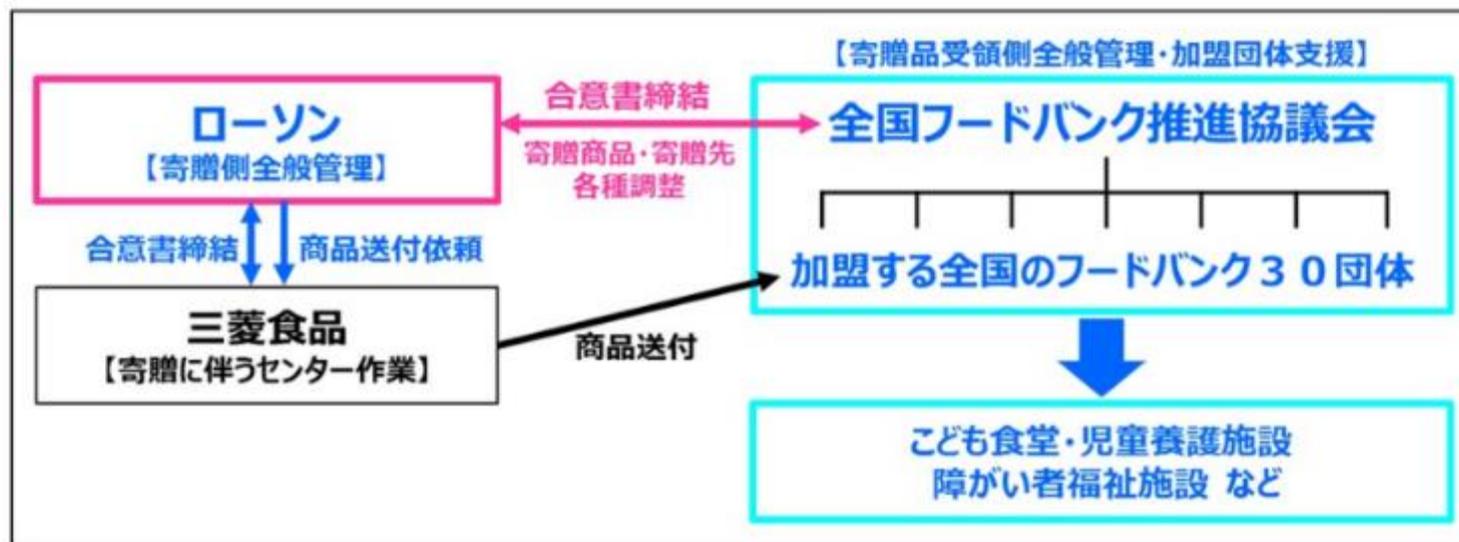
## 【対象となる未利用食品】

「店舗への納品期限を迎えてしまった商品（賞味期限は残っている商品）」などの余剰食品  
（※菓子・即席麺・缶詰・調味料など様々な食品が対象）

初回は、プライベートブランド「ローソンセレクト」のお菓子など約2万7000個を、東北から九州のフードバンク24団体に寄贈（令和元年8月までに実施済）

## 【未利用食品提供のフロー図】

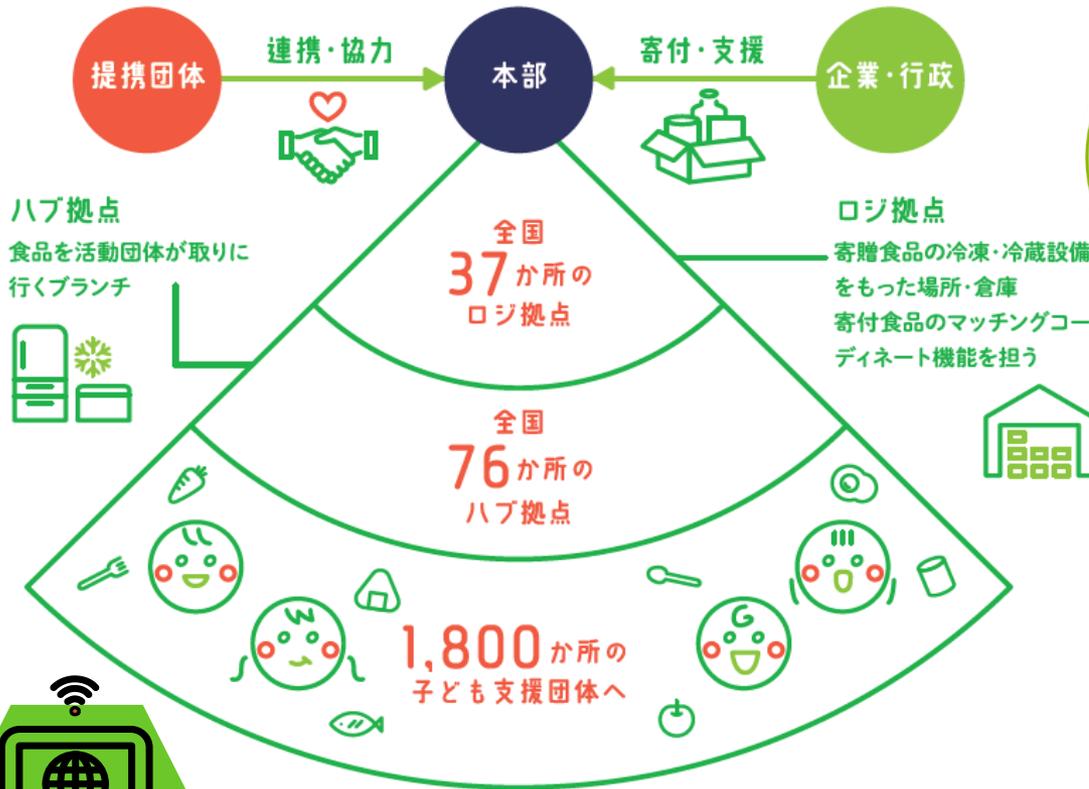
ローソンは、物流センターを運営する「三菱食品株式会社」と本取組に係る合意書を締結し、対象となる食品の提供を希望する全国のフードバンクへ物流センターから直接納品する仕組み。



# 各地域のネットワークによる全国への食料支援の取組（（一社）全国食支援活動協力会）

- ✓ 全国25都道府県37拠点に寄附食品を受入・保管できるロジ拠点を整備し、約1,800ヶ所の食支援団体へ食品を提供できる体制を整備。拠点の設備は常温・冷蔵・冷凍に対応。
- ✓ 企業からの寄附食品を、量を集約して卸せるようにすることで配送を効率化し、費用を軽減。
- ✓ オンラインで寄贈申請可能な寄付情報システムを運用予定。

○ 全国食支援活動協力会において全国の企業等からの寄附相談を一括で受け、各地域への寄附を調整



オンライン寄付情報システム  
運用予定

全国食支援活動協力会HP : <https://www.mow.jp/>  
(ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムHP : <https://mow.jp/mow-ls/>)

舞い上がる社会を変える みんなの力  
休眠預金活用事業

物流×ストック×シェア  
ミールズ・オン・ホイールズ  
**ロジシステム**

# 食品リサイクル法の概要（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正〕）

## ○主務大臣による基本方針の策定 （令和元年7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

## ○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
  - ・再生利用等を行うに当たっての基準
  - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
  - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置

- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
- ・食品の流通過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程・・・食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

## ○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
  - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
  - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

## ○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
- ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

# 食品ロス削減推進法の概要（令和元年法律第19号）



## 前文

- 世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- 食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

## 食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

## 食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

公布日：令和元年5月31日、施行日：令和元年10月1日

※基本方針の閣議決定：令和2年3月31日

## 基本方針等（第11条～第13条）

- 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

## 基本的施策（第14条～第19条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等  
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ **フードバンク活動の支援**、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

## 食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

# 期限内食品ロス最小化対策の強化に関する大臣メッセージ

食品製造流通事業者の皆様へ

期限内食品はすべて消費者へ

食品原材料価格が高騰する中、コストの削減と値上げ幅の緩和を図っていくためには、期限内食品を消費者に売り切っていくこと、またあわせて、それでも発生する期限内食品を生活困窮者に寄附していくことが社会全体で強く求められています。これらはいずれも食品ロスの削減にも貢献するものであります。

これを進めるためには、「期限内食品はすべて消費者に届ける」との思いの下、川上から川下までの関係者が、共に取り組んでいくことが不可欠です。社会経済環境が厳しい中、食品の安定供給を担う農林水産大臣として、改めて、納品期限の緩和をはじめとする以下の取組を徹底し、また、拡大していただくようお願い申し上げます。

## (食品小売・卸売事業者の皆様へ)

- ① 納品業者に対して厳しい納品期限を求めていますか。  
未だに3分の1ルールをとっている場合は直ぐに緩和してください。

## (食品製造事業者の皆様へ)

- ② 賞味期限の安全係数を過度に低く設定していませんか。  
安全係数は0.8以上を目安としてください。
- ③ 賞味期限が3カ月を超えるものを「年月日」の表示にしていませんか。「年月」の大括り表示にしてください。

## (全ての食品製造流通事業者の皆様へ)

- ④ 期限内であるにもかかわらず消費者への販売に至らない食品は、フードバンクや子ども食堂に寄附してください。提供に要する費用は損金算入もできます。
- ⑤ 有価証券報告書・統合報告書において、フードバンクへの寄附等食品ロス削減に関するそれぞれの取組を世の中に向けて発信してください。

令和4年9月29日  
農林水産大臣 野村哲郎

# フードバンク活動の手引き

- ✓ 食品の品質管理やトレーサビリティに関するフードバンクの適切な運営を進め、信頼性向上と取扱数量の増加につなげるため、フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを作成。（2016年11月公表、2018年9月改正）

（手引きの対象範囲：フードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動）

## 手引きの主な内容

### ◆食品の提供又は譲渡における原則

食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品衛生上問題のない食品を提供又は譲渡

### ◆関係者におけるルールづくり

食品提供事業者、フードバンク活動団体、福祉関係団体は、食品の受け渡しに係る合意書を双方で保有（合意書の例を手引きに添付）

### ◆提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理

食品提供事業者 - 食品の安全性に係る確認

フードバンク活動団体 - 食品の保管・荷捌き場所の確保と衛生管理、記録表の記載

### ◆情報の記録及び伝達

衛生管理や食品提供履歴に関する記録表を作成し、食品の情報を保管し、安全性に疑義が生じた際に速やかに情報を伝達

手引きの概要・全文はこちら

（下記サイトの「5.フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」）

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)



# フードバンクへの食品提供・寄附にかかる税制上の取扱いについて

## 食品提供に係る税制上の取扱い

- ✓ フードバンクへの食品の提供が、企業等の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入可能。
- ✓ 広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入可能。
- ✓ 提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿額」を指し、食品の引取費用（配送費等）を企業が負担している場合は、これらの費用も含む。

※企業の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

※企業とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※企業が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要がある。

## 寄附に係る税制上の取扱い

- ✓ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額までが損金に算入可能。
- ✓ 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。

フードバンクへの食品提供・寄附に係る税制上の取扱いについて（農林水産省ホームページ）  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)



## <対策のポイント>

食品原材料価格が高騰する中、コストの削減を通じて価格高騰の抑制に資する食品ロスの削減が重要となっています。フードバンク活動を通じた食品ロス削減を図るため、**フードバンク等に対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費を支援するとともに、フードバンクの活動強化に向け、食品供給元の確保等の課題解決に資するよう、専門家派遣、マッチング・ネットワーク強化を支援します。**

## <事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

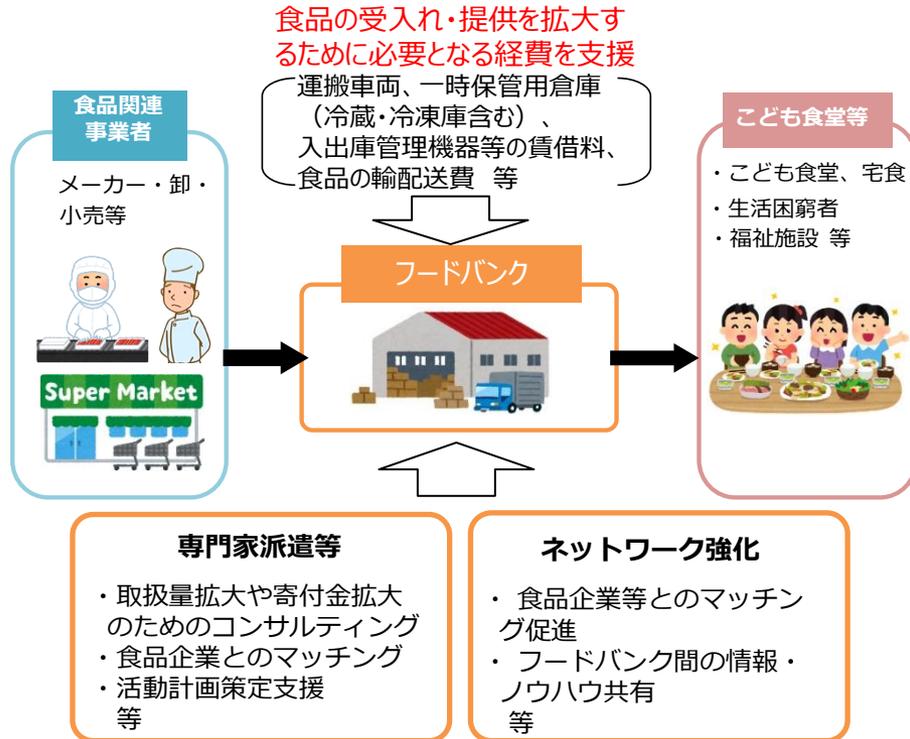
### 1. フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

フードバンク等に対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

### 2. 専門家派遣等及びネットワーク強化

全国各地のフードバンクからの求めに応じて、フードバンクにおける食品の取扱量拡大、食品提供元となる企業や食品提供先となる子ども食堂等とのマッチング、活動計画策定等に必要となるノウハウ獲得を促進するため、**専門家派遣等によるサポート**を実施します。

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品企業や子ども食堂等とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するため、**フードバンク等のネットワーク強化のサポート**を実施します。



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

## 事業ホームページ

<URL> <https://myfarm.co.jp/foodbank/>

農林水産省  
フードバンク活動強化  
緊急対策委託事業

オンライン研修（動画）



専門家派遣



ネットワーク  
強化



フードバンク  
活動事例集



活動進捗  
ブログ



各フードバンク団体等の活動を強化し、食品の受け皿（ネットワーク）を拡充することで、食品関連企業や一次産業者との連携を促進、支援いたします。

### 令和4年夏より、 専門家派遣及びネットワーク強化事業を実施中

研修動画を掲載中です。

- ・品質・衛生管理
- ・ファンドレイジング基礎セミナー
- ・フードバンクの福祉的役割

農林水産省 令和4年フードバンク活動強化 緊急対策委託事業  
フードバンクに関する動画

農林水産省 フードバンク活動強化 緊急対策委託事業  
**フードバンク オンライン研修**  
**フードバンクの  
品質・衛生管理**  
日本フードバンク連盟  
衛生監査担当 近藤 智 氏

フードバンクの品質・衛生管理について  
(30:05)  
講師：公益財団法人日本フードバンク連盟 近藤智氏  
(食品企業の技術顧問)

Play Video

農林水産省 フードバンク活動強化 緊急対策委託事業  
**フードバンク オンライン研修**  
**ファンドレイジング  
基礎セミナー**  
日本ファンドレイジング協会 久保 匠 氏

ファンドレイジング（資金調達）について  
(49:02)  
講師：NPO法人日本ファンドレイジング協会 法人連携  
推進パートナー 久保匠氏

Play Video

農林水産省 フードバンク活動強化 緊急対策委託事業  
**フードバンク オンライン研修**  
**フードバンクの  
福祉的役割**  
一般社団法人全国フードバンク推進協議会  
代表理事 米山 廣明 氏

フードバンクの福祉的役割について (32:44)  
講師：一般社団法人全国フードバンク推進協議会 代表  
理事 米山廣明氏

Play Video

今後、課題解決等の事例集をも  
掲載予定です。

専門家派遣 ネットワーク強化

### フードバンク活動事例集

事業概要

本事業では、全国で展開されるフードバンク活動の取り組みや本事業の学びを全国に普及させるため、各地域でのフードバンク活動における課題解決の事例を紹介いたします。

<対策のポイント>

食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体や広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援します。

<事業目標>

2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）

<事業の内容>

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

設立初期のフードバンク活動団体の人材育成や生鮮食品の取扱量の拡大の取組等に対して、研修会・検討会の開催、倉庫・車両等の賃借料等を支援します。

過去に3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、  
①令和5年4月1日において活動開始から3年を経過していない団体  
②青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する団体  
のいずれかに該当する団体。地方公共団体、社会福祉協議会等も対象。

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、倉庫・車両等の賃借料、輸配送費、先進的取組に必要な経費を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・検討会の開催（スタートアップ支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）
- ・ 食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借等（スタートアップ支援、先進的取組支援）



<先進的な取組の例>

- ① 広域的な連携  
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② プラットフォームの構築  
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ マッチングに特化した活動  
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求める子ども食堂等とのマッチング
- ④ 企業・行政とのコーディネート  
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ 農業者との連携  
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

【お問い合わせ先】  
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

# 寄附金付き未利用食品モデル構築事業（令和3年度～）

- ✓ 食品ロス削減につながる商品（見切り品等）を寄附金付きで販売し、利益の一部をフードバンク活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証を支援。
- ✓ 地方の食品スーパーで実証販売を実施（R3年、4年10月～11月）

## ＜事業イメージ＞



## ＜実証販売の様子＞

株式会社サンプラザ（高知県）



（売り場の様子）

## R4年度の実証（中間報告）

- ・11店舗で実施（期間：2022年10月1日～31日）
- ・対象商品売上対前年比104.6%  
（対象外商品含む売上対前年比101.6%）
- ・廃棄金額：6,299,567円（昨年比▲688,376円、90%）  
※廃棄金額：廃棄された対象商品の販売時の価格



ご清聴ありがとうございました。

